

船橋市ゼロカーボンシティ推進本部設置要綱

(設置)

第1条 2050年「ゼロカーボンシティふなばし」の実現に向けた取り組みを進めるにあたり、市民及び事業者の意識高揚を図り、もって行動変容に繋げていくため、全庁的な取り組みとして部局間で連携を図り、市民・事業者及び市の事務・事業に対する脱炭素の取り組みを着実に実践していくため、船橋市ゼロカーボンシティ推進本部（以下、「推進本部」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 推進本部の所管事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民・事業者への脱炭素に向けた施策に関すること。
- (2) 市の事務・事業における脱炭素に向けた施策に関すること。
- (3) その他、地球温暖化対策に必要な施策に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、別表1に掲げる者をもって組織する。

- 2 推進本部に船橋市ゼロカーボンシティ推進本部長（以下、「本部長」という。）及び船橋市ゼロカーボンシティ推進副本部長（以下、「副本部長」という。）を置く。
- 3 本部長は、市長をもって充てる。
- 4 本部長は、推進本部を代表し、会務を総理する。
- 5 本部長は、地球温暖化対策を総括し、取組について評価・指示を行う。
- 6 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 7 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 推進本部の会議は、本部長が招集し、必要に応じて第1項に定める者以外の者を会議に招集できる。
- 9 推進本部の会議は、環境部長が議事の進行及び整理を行う。

(ゼロカーボンシティ推進部会)

第4条 船橋市地球温暖化対策実行計画（以下、「実行計画」という。）を円滑に推進するため、別表2に掲げる部会員をもってゼロカーボンシティ推進部会（以下、「部会」という。）を設置する。

- 2 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長は、環境部長をもって充てる。
- 4 副部会長は、環境政策課長をもって充てる。
- 5 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 部会は、部会長が招集し、必要に応じて第1項に定める者以外の者を会議に招集できる。
- 8 部会長は、部会において必要があると認めるときは、関係者から必要な書類の提出を求めることができる。

9 部会は、次に掲げる事項を調査検討及び調整する。

- (1) 本部会から指示された事項。
- (2) 本部会に付議すべき事項。
- (3) 地球温暖化対策の推進に関わる施策、目標、点検、評価方法。

10 部会長は、地球温暖化対策に必要な施策を検討するため、ワーキンググループを設置することができる。

11 ワーキンググループの構成員は、部会長が指名する職員をもって充てる。
(各所属の役割)

第5条 各所属は、実行計画の推進にあたり、次に掲げる業務を行う。

- (1) 目的及び目標に基づいた適正な事務・事業の執行に努める。
- (2) 定期的に調査を行い目的及び目標との適合について評価し、必要な改善策を講じる。
- (3) 実行計画の実施状況を記録・保存し、事務局の求めにより報告する。

2 各所属の職員は、日常の事務・事業活動において環境に配慮し、温室効果ガスの排出の削減に努めなければならない。

(エコオフィスリーダーの設置)

第6条 各所属長（第3種事業所は除く）は、エコオフィスリーダー（以下、「リーダー」）を設置し、所属内の実行計画の取組状況を把握し、必要に応じて改善策を講じる。

2 リーダーは、環境配慮物品の購入、不必要な照明の消灯、紙使用量の削減など実行計画で定める目標に基づいた適正な事務・事業の執行を先導的に実践する。

3 リーダーは、所属内における実行計画の取組状況を定期的に記録するとともに所属内の職員へ周知・啓発を行う。

4 リーダーは、当該年度の実行計画の取組状況を翌年度の4月末までに事務局に報告する。

(事務局)

第7条 推進本部、部会の事務局は、環境政策課ゼロカーボンシティ推進室とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部、部会の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

別表 1 第 3 条第 1 項関係

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	環境部長 市長公室長 企画財政部長 総務部長 税務部長 市民生活部長 福祉サービス部長 高齢者福祉部長 健康部長 こども家庭部長 地域子育て部長 保健所理事 医療センター副病院局長 経済部長 地方卸売市場長 建築部長 都市計画部長 都市整備部長 道路部長 下水道部長 消防局長 管理部長 生涯学習部長 学校教育部長

別表2 第4条第1項関係

部会長	環境部長
副部会長	環境部環境政策課長
部会員	市長公室市民の声を聞く課長 企画財政部政策企画課長 企画財政部行政経営課長 企画財政部財産管理課長 企画財政部契約課長 総務部総務法制課長 税務部税務課長 市民生活部戸籍住民課長 健康福祉局福祉サービス部福祉政策課長 健康福祉局高齢者福祉部高齢者福祉課長 健康福祉局健康部健康政策課長 健康福祉局こども家庭部こども政策課長 健康福祉局地域子育て部保育入園課長 健康福祉局保健所保健総務課長 病院局医療センター事務局総務課長 病院局新病院建設室長 経済部商工振興課長 地方卸売市場総務課長 建設局都市計画部都市政策課長 建設局都市整備部都市整備課長 建設局道路部道路計画課長 建設局下水道部下水道総務課長 建設局建築部建築指導課長 建設局建築部建築課長 会計課長 消防局財務課長 教育委員会管理部教育総務課長 教育委員会管理部施設課長 教育委員会学校教育部学務課長 教育委員会生涯学習部社会教育課長 議会事務局総務調査課長